

# 江戸・大坂における貸本屋組合の成立

松 永 瑠 成

はじめに

名主であった斎藤市左衛門の手控えとされる『画入読本外題作者画工書肆名目集』<sup>〔注1〕</sup>(以下『名目集』)には、「文化五辰年五月改」として「町々貸本屋世話役名前」「組合惣人数高」「最寄分十式組惣人数」が記されている。ここから文化五年(一八〇八)五月の時点で、江戸に十二組から構成される貸本屋の組織が存在していたことを確認できる。天保七年(一八三六)八月十四日におこなわれた曲亭馬琴の書画会の参加者に、「かし本やハ一組にて、惣名代一人づゝ出席」<sup>〔注2〕</sup>とみえるのも、おそらく同様の組織の存在を示しているよう。すなわち、貸本屋の組織の「惣名代」が書画会に参加しているのである。

貸本屋長門屋で奉公していた村田幸吉は、貸本向けの書籍が刊行された際には、「来ル幾日売出に付以前御申込被下度といふ様な廻状」が本屋だけでなく「貸本屋仲間」へも廻されていた

と回想している<sup>〔注3〕</sup>。この「貸本屋仲間」こそが、前述した貸本屋の組織、あるいはその後身にあたるものだと考えられる。

後述するように、江戸のみならず大坂にも「貸本屋仲間」は存在した。しかしながら、これら江戸・大坂の組織は、幕府によって公認された仲間ではない。よって行論上の混乱を回避するためにも、以下本稿では「貸本屋組合」と称して進める。

今田洋三氏は、寛政以降おこなわれた出版取締り体制の総仕上げとして、文化五年五月に幕府が貸本屋をはじめとする仲間の者を対象とし、強制的に組織させたのが貸本屋組合であった可能性を指摘するとともに、「組合を作らせて、仲間内でお互いに違法のないように監視させ、連帯責任を負わせようとしたものにちがいない」と述べている<sup>〔注4〕</sup>。また弥吉光長氏は、「町奉行も板木屋に仲間を作らせたように、貸本屋にも仲間を作らせた。その時期は明らかな記録がないが、文化四年頃ではあるまいか」という見方を示している<sup>〔注5〕</sup>。

一方で長友千代治氏は、『名目集』の記述を踏まえて「江戸十二組というのは、貸本屋仲間が組織されていることを意味し、そのことは貸本屋の仲間が商売上の利益や防衛をめぐつて、結束を固めていることを物語る」<sup>〔注⑤〕</sup>と、想定される貸本屋組合の機能について触れるに留め、組合成立に至る経緯には深く言及していない。以上のように諸氏によつて言及されながらも、江戸貸本屋組合がいかなる経緯で成立したのかは、現在まで詳細に検証されていない。そうした状況は大坂貸本屋組合に関しても同様である。

そこで本稿では、従来詳しく検証されてこなかった江戸・大坂において貸本屋組合が成立した経緯、またその背景を明らかにしていく。江戸貸本屋組合については、『名目集』の記述からその成立を文化五年五月とした上で、長らく書籍業界を悩ませていた世利本屋と上方の本屋との直接取引をめぐる問題から考察していく。他方、大坂貸本屋組合については、組合成立と関係が深いと思われる小組と呼ばれた組織を中心に考察を進めていく。

## 一、江戸の書籍業界と世利本屋

今田氏が指摘していたとおり、江戸貸本屋組合の成立には、本屋仲間外の者、とりわけ後述する世利本屋が関係していると考えられる。

享保十五年（一七三〇）に江戸書物問屋行事は、大坂から江

戸へやってくる本屋に①「御公儀様御法度之書物并書き本類」<sup>〔御諱諸家之尊等書頭し候新版〕</sup>「好色本」<sup>〔風俗之為不宜書物〕</sup>の売買禁止、②行事の割印がない上方出来の新版の売買禁止、③「三組仲ヶ問外世利衆」との取引禁止といった三点を要請すべく、大坂本屋仲間へ書状を送っている<sup>〔注⑥〕</sup>。なお、「三組」とは江戸書物問屋仲間を構成する通町組・中通組・南組を指す。

③にみえる「世利衆」は、本屋仲間の者を親とし、その名義のもと書籍の取引をおこなう者であり、世利本屋・糺本屋・糺・世利子・世利売・売子とも呼ばれている。以下、彼らを「世利本屋」と称す。仲間外の者による書籍の取引は原則禁止されていたものの、この世利本屋は例外的に認められていた。彼らがおこなう取引の内容は多岐にわたり、直接本屋や市に向いて書籍を売買するほか、貸本営業もおこなっていた<sup>〔注⑧〕</sup>。本屋から本屋、あるいは本屋から読者へと書籍を流通させる彼らなくして、当時の書籍業界は成り立たないといつてもよい。

先の要請のうち、③では大坂の本屋が世利本屋と直接取引することを禁じていたが、これは①や②であげられている禁制の書や割印のない書籍などが書物問屋仲間の者を介さずに売買され、江戸へ流入するのを防ぐためになされた要請とみてよいだろう。

こうした江戸の世利本屋と上方の本屋との直接取引については、早稲田大学図書館蔵『三組書物問屋諸規定』（請求記号・ワ

〇三一〇一一三二に収められた『書林連印帳之写』にも関連する記述を見出せる。『三組書物問屋諸規定』は江戸書物問屋仲間の記録である。『書林連印帳之写』は宝暦十二年(一七六二)五月に制定され、天明六年(一七八六)五月に改定されたもので、開版や売弘に関する三都の仲間間での申し合わせ事項がまとめられている。

一自今京大坂ニ而致出来候新板物、当地吟味相済不申先江、下り売之本屋持来候歟、又は上方引合之店々江、詰合ニ下り候共、老部ニ而も売買堅無用ニ候。右鉢之賣、仲間之内未熟候ニ而ハ、割印之無規模も、後世ニ至候而ハ、京大坂之新板物は、割印不取致し売買候様、可相成候後難可慎候。若紛敷新板物、詰合ニ下り候ハ、年行司江否聞合、割印不相済物は、売買可為無用事。

#### 一京大坂下り之商人

御公法大切ニ相守、仲間申合之作法相用、従先年被致売買候処、近年猥ニ相成、仲間外之者被致売買候様ニ相見得、甚不埒ニ候。自今はケ様之族無之様、其旅人宿元方、時々ニ急度可被申渡候。然ル上ニも、不埒成人有之候は、仲間申合、其下り商人与堅致売買問舖事。(注9)

一つ目の条目では、享保十五年の要請②とほぼ同内容が周知されている。二つ目の条目では、上方の本屋と江戸の「仲間外之者」との取引を取り沙汰し、厳しく言い渡したにもかかわらず、取引がおこなわれた場合は、当事者である上方の本屋との

取引禁止が仲間に求められている。こちらは一つ目の条目で周知した割印のない上方出来の書籍の取引を念頭に置いているものと考えられる。

文化元年(一八〇四)に江戸書物問屋行事は、京都・大坂の本屋仲間へ、「仲間外之衆中」あるいは「外本や」と取引しないよう要請している(注10)が、これは同年の『絵本太閤記』とその関連作品の絶版に端を発するものであろう。つまり、この要請は江戸の世利本屋と上方の本屋との直接取引により、絶版となった『絵本太閤記』などの書籍が、江戸へ流入することを防ぐ目的でなされたものだと考えられるのである。本来取引が禁止されている書籍の流入を防ぐため、という点は、先に確認した享保十五年の要請、また『書林連印帳之写』の条目とも共通している。なお、文化四年(一八〇七)十月、江戸書物問屋仲間が京都・大坂の本屋仲間へ再び同様の要請をするが、そちらについては第二節で取り上げる。

以上のように、長らく江戸では世利本屋と上方の本屋との間でおこなわれる、書物問屋仲間の者を介さない直接取引が問題視されていた。その背景には、直接取引により禁制の書や割印のない書籍など、取引が禁止されている書籍の流入する危険性があった。

## 二、文化露寇と江戸貸本屋組合の成立

文化三(四年(一八〇六)一八〇七)にかけて、ロシア帝国

の外交使節ニコライ・レザノフが部下に命じ、樺太島クシユコンタンをはじめとする日本の北方を襲撃した文化露寇（フヴォストフ事件）が起こる。藤田覚氏によれば、この文化露寇に関する情報は、江戸藩邸の留守居役や蝦夷地の商人などをとおして、瞬く間に全国へと広がり、次第に幕府の対応をめぐる批判が生まれる事態となる。この事態を重くみた幕府は、文化四年六月、武家に対して三通の触書を出し、文化露寇に関する情報を公開するとともに、江戸市中に雑説禁止令を含む町触を発出したという<sup>〔注1〕</sup>。幕府は文化露寇に関する情報を統制しようとしたのであり、その影響は書籍業界にも及ぶこととなる。

佐藤悟氏は、文化露寇がもたらした新版への影響（書名の変更・内容の改変など）を指摘し、さらに情報統制としての検閲強化のため、名主改が創始されたとする<sup>〔注2〕</sup>。名主改とは、従来の仲間行事による改に加え、名主も検閲をおこなう新体制である。このように文化露寇は、新たな検閲体制を創始させるほど、大きな影響を書籍業界に及ぼしたわけだが、その余波は世利本屋、ひいては貸本屋にも及ぶこととなる。

『名目集』には「貸本屋世利本渡世の者二而手広にいたし候者名前」右十八人の者共方書物問屋共え上方直荷物江戸板共改を受す売捌申間敷旨之取極一札取置申候」として、石渡利助・上総屋忠助以下十六名の名前が記載されている。この「一札」については、国立国会図書館蔵『類集撰要』巻四十六（請求記号：八〇四―三）に収められた「文化四卯年十月」とある「一札之事」

から裏付けることができる<sup>〔注3〕</sup>。そこには仲間の者を介さずに上方から江戸へ流入した書籍、また仲間外の者によって出版された書籍が、行事改を受けずに取引されていた一件について、本屋仲間が「仲ヶ間御当地外糶本屋貸本屋」と「上方直荷引受候者」から一札を取った旨が記されている。

同じく『類集撰要』巻四十六所収の文化四年十月に書物問屋行事から出された「以書付申上候」では、「糶本屋貸本屋」らが行事改を受けずに書籍を出版するとともに、そうした書籍と上方の本屋との直接取引により入手した書籍とを売り捌き、流布させている事態への対策が名主に求められている。これを受け、同月に名主は本屋仲間行事をおして、「御当地糶本屋貸本屋」や「上方筋積下候書物屋」に対し、注意を促している（『類集撰要』巻四十六）。

文化四年十月に書物問屋仲間行事が「糶本屋貸本屋」による改を受けていない書籍の出版・売捌・流布、および上方の本屋との書籍の直接取引を取り沙汰した背景には、前年から話題となっていた文化露寇がある。第一節で確認したような、取引が禁止されている書籍、とりわけ文化露寇関連の書籍の流入を防ぐべく、書物問屋仲間は名主へ対策を求めたのである。

しかし、文化四年九月に創始された名主改は、新たに出版される書籍の検閲強化へと繋がったものの、江戸の世利本屋と上方の本屋との直接取引に対しては、それほど効力を発揮しなかった。同様に同年十月の名主による指示も、直接取引を抑止

することはできなかった。文化五年二月、書物問屋仲間が絵入読本改掛肝煎名主へ提出した「以書付御願申上候」(『類集撰要』卷四十六)には次のようにある。

上方方仲間外之本屋江直積下候品ハ、不沙汰ニ致商売候ニ付、改方難行届奉存候、尤去秋中、各様方へ申上候之通、私共仲間定ニ而上方方仲間外之者へ、荷物直積下候義致間敷旨申合置候処、近頃猥ニ相成仲ヶ問外直積下し候ニ付、猶又去十月中、京大坂行事共江も右之段申遣し、并御当地仲ヶ問外之者方上下方下り荷物引受申間敷一札取置候、然処此度いつまで草四冊、七福七難図会五冊、浦青梅二冊同後編二冊、仲間外新右衛門町上総屋忠助方へ、上方方荷物積送不沙汰ニ致商売候、去冬一札まで差出置石体之儀有之候而は、自然禁忌之品も売捌候様相成取締不宜奉存候、依之何卒仲間外之者上方方荷物引受不申様御触被成下、并京大坂書物屋共江も御当地仲間外之者へ、荷物積下し不申様ニ為御付候ハ、取締も宜且は仲間内之者も商内手広ニ相成、問屋株之規模も有之仲間一同難有仕合奉存候、何卒仲間外之者共へ御触被成下、并上方書物屋共へも右之段被仰渡候様御願被下度、此段各様迄御願申上候以上、

(引用に際して読点と傍線を補った)

本屋仲間には属していない上総屋忠助が、上方出来の『戯場壁生草』『七福七難図会』などを上方から入手し、許可無く売り捌いた一件をはじめとする「仲間外之者」と上方の本屋との直接

取引が再びおこなわれたのである。「自然禁忌之品も売捌候様相成」とあるように、やはり直接取引は「禁忌之品」が流入する危険性を伴っていた。なお、傍線部Aについては、実際に文化四年十月ごろ、京都の本屋仲間へ仲間外之者との取引を禁止する旨の要請がなされていることを確認できる<sup>(注1)</sup>。また傍線部Bは前述した一札を指している。

傍線部Cの要請を受け、名主がどのような対策を講じたかは、現存する記録類から窺い知れない。京都・大坂の記録にも関連する記録を見出せないことから、なんら対策がなされなかった可能性もある。そうした中で、この要請から三ヶ月後の五月に江戸貸本屋組合が成立している点は無視できない。

江戸貸本屋組合は、日本橋南組や京橋南組などの十二組を江戸市中に設け、それぞれに貸本屋世話役を置いている(『名目集』)。なぜ江戸市中を分割し、世話役を置く必要があったのか。新たな検閲体制を創始させるほど、書籍業界に大きな影響を及ぼした文化露寇が前年に起こっている以上、それは貸本屋による上方の本屋との直接取引、またそうした取引によって事件に関連した書籍が流入・流布するのを防ぐためだったと考えられる。

宝暦八年(一七五八)、美濃国郡上藩で起こった金森騒動を講談に仕立てて読んだ馬場文耕は捕らえられ、市中引き回しの上で獄門に処された。この時、「世上之異説当時之噂事流布致候儀」当時之噂事書頭し有之候処家業に取扱候段不屈之至

り」として、文耕作の写本を流布させた貸本屋も数名処罰された<sup>注15</sup>。また、享和年間には『中山物語』、文化二年には『観延政命談』に関連して貸本屋が処罰されている<sup>注16</sup>。時として貸本屋は「世上之異説當時之噂事」を流布する存在として、処罰の対象となり得るのであった。

後に文化露寇を題材とする写本『北海異談』もまた、貸本屋が処罰される事態を引き起こす。書物問屋としてはこうした書籍が貸本屋をとおして流入・流布する事態を避けたかったに違いない。文化露寇関連の書籍の流入・流布に起因する問題を防ぐためにも、何らかの形で貸本屋を監視・統制する必要があることに生まれたのである。

『名目集』には、貸本屋世話役の名前に加えて、その所在地をも記載されている。つまり、彼らは各組(地域)の貸本屋の代表であるとともに、いずれも身許の確かな者として書物問屋や名主に認知された存在だった。文化露寇の影響を踏まえるならば、貸本営業のみならず、個々の貸本屋による書籍の取引をも監視・統制するのが、貸本屋世話役だったとみてよいだろう。

このように、上方の本屋との直接取引により、取引が禁止されている書籍、とりわけ文化露寇関連の書籍を流入・流布させないため、貸本屋を監視・統制すべく、成立したのが貸本屋組合だったのだと考えられる。今田氏が指摘するように仲間外本屋の取締りの一環ではあるものの、幕府が主導して組合を結成

させた様子は、現存する資料から読み取ることができなかった。決定的な資料を欠くものの、本稿では文化露寇に起因する問題を未然に防ぐべく、書物問屋仲間が率先して貸本屋組合を組織した可能性を指摘しておきたい。

### 三、大坂における世利本屋の取締りと「貸本や衆中」

大坂貸本屋組合については、架蔵する『吾妻みやげ』なる書に貼付された摺物(図1)が参考になる。『吾妻みやげ』は市川三升作『爰佃天網島』後編(文政十一年(一八二八)刊)と笠亭仙果作『枕琴夢通路』上巻(天保六年(一八三五)刊)が合冊された改装本で、幕末から明治期にかけて営業していた大坂天津国町の貸本屋、播磨屋伊三郎の旧蔵書である<sup>注17</sup>。その後ろ見返しに貼付された図1の上段には、「本屋仲間」名義で貸本利用者へ向けた「御断書」が、下段には「浪花 貸本屋仲間」名義でジャンルごとの見料を示した「貸本値段書之定」が、それぞれ記されている。この「浪花 貸本屋仲間」の語によって、大坂にも貸本屋組合が存在したことを確認できる。

大坂貸本屋組合の成立事情を明らかにすべく、本稿では文化五年(一八〇八)以降、次第に強化されていった世利本屋への取締りと、その中で発足された小組に注目したい。以下、『大坂本屋仲間記録』の『出勤帳』<sup>注18</sup>を中心にみていく。

文化五年七月一日、差紙を受け取り東寺社御役所へと向かった大坂本屋仲間行司は、文化露寇を題材とした写本『北海異



談」に関わった五人の中に、仲間の者が含まれるか否かを問われる。行司は住吉屋もと代判同家栄助・俵屋五兵衛・奈良屋剛藏・伏見屋嘉兵衛・菱屋武助ら五人のうち、伏見屋だけが仲間  
に属すると、口上書を以て回答する。また、この口上書では、五人の中に先年絶版となった『繪本太閤記』および『繪本信長記』を所持する者がいたこともあわせて報告している(注19)。

七月六日、奉行所は再び行司を呼び、今度は本屋仲間外の者との書籍の取引について問う。『北海異談』および『繪本太閤記』『繪本信長記』の流布に仲間外の者が関わっていたことを受け、奉行所は動いたのである。行司は禁止されていた仲間外との取引があったことを認めつつも、今後はそうした取引の禁止を徹底する旨の回答をし、本屋仲間は申し合わせの後、九日に口上書を提出している。その口上書には「世利親共へ無株之者加入為致候様、申置候最中ニ御座候」と現状を説明しつつ、今後は仲間株がなければ取引ができないよう取り締まる旨が記されている(注20)。「世利親共へ」とあることから、「無株之者」すなわち仲間外の者が世利本屋であったことがわかる。

口上書が提出された七月九日以降、『出勤帳』には「仲間取締之義」という語が度々みられるようになるが、新規加入者はそれほど増加していない。世利本屋を仲間へ加入させる動きへと、すぐには発展しなかったのである。進展をみせるのは、翌文化六年(一八〇九)十月五日である。

十月五日、「仲間取メリ之事」について「仲間内卅人余」は書

付を提出する。その内容は不明ながらも、翌六日この書付は差し戻されることとなる。しかし、同日中に本屋仲間では、提出された書付を受けて取締りについての惣寄合が開かれている。同月八日、「仲間卅軒余」は再び書付を提出する。今度は不筋のことゆえ差し戻されるが、行司は彼らに書付を遣わし、「卅四軒」から印取を取っている。ここで初めて、先の「仲間内卅人余」あるいは「仲間卅軒余」が三十四人だとわかる。

十七日に惣寄合が開かれた後、翌十八日には仲間の取締りに関する惣触が認められるとともに、「取締二付口上書」および「仲間一統之口上書」が提出される。そして、二十日には惣仲間中へ仲間外の者を仲間へ加入させるよう申し付ける。以後、仲間への新規加入者は急速に増加していくこととなる。

さて、世利本屋の取締りを進展させるきっかけとなった書付は、本屋仲間へ属する三十四人によって提出された。彼ら三十四人については、『出勤帳』文化七年(一八一〇)正月五日の条が参考になる。

一旧年口上書差出候三十四人之内、代として五人罷出候、其人別、朝田屋清兵衛・井筒屋伝兵衛・本屋徳兵衛・丸屋喜兵衛・豊後屋伊兵衛、右之衆中於申出候ハ、旧年銘々共方口上書さし出候而、於御役中御取締二付、追々仲間へ加入有之候処、いまた加入不致候衆も有之候へ共、其俣有之候事

仲間外ニ新板物等相廻り申候事

旧年申出し置候義、御役中御含置之由、其省略も沙汰無之事

新加入八十六人にて相加へ申候ハ、何迄と申義ニ候哉之事

右之趣にて加入之もの共仲間へ入候逆、切も無之義ニ而、彼是申候よしにて、三十四人之もの共迷惑ニ付、此段如何之成行ニ御座候哉之旨、会所へ申出候、仍之行司より返答、此義役中にて及聞居候事ニ付、等閑ニいたし居不申、調中ニ候へ共、何分旧年かして会所ふしん加入取調仲間取締等にて大繁多ニ而、中々諸事心外ニ延引いたし有之候、其元衆中か被申出之義も、其しらべ于今行届相談も無之間、追々相しらべ此方より沙汰ニおよひ可申間、其旨相心得可申様申間、今日之処帰し申候也

「旧年口上書差出候三十四人」は、その人数からみて文化六年十月五日に書付を提出した三十四人であろう。また、「旧年」に出されたという口上書は、前述した文化六年十月十八日の「取締ニ付口上書」および「仲間一統之口上書」を指している。文化六年十月五日の書付だけでなく、同年同月十八日の二つの口上書も、本屋仲間に属する三十四人が提出していたのである。五日の書付と同様、仲間の取締りに関するものと思しい「取締ニ付口上書」と、ともに出された「仲間一統之口上書」については後述する。

彼ら三十四人について山口佳代子氏は、名前の判明する

二十五人の多くが板株を有さない、出版以外に重きを置く本屋だったことを指摘している<sup>〔注2〕</sup>。本稿では、山口氏が触れていない「口上書被差出候貸本や衆中江、外本や加入被致候様通達致候事」という記述を取り上げたい。この記述は、二つの口上書が提出された文化六年十月十八日の条にみえる。記述に従えば、口上書を提出したのは「貸本や衆中」ということになる。文化六年十月二十日に惣仲間中へ申し付けるよりも先に、「貸本や衆中」へ仲間への加入に関する通達がなされていたのは、「取締ニ付口上書」を提出したのが彼らだったからであろう。

以上のように、文化六年十月五日の書付と同年同月十八日の二つの口上書を提出したのは、本屋仲間に属する「貸本や衆中」三十四人だった。前述の山口氏による指摘も、彼らが貸本屋であったことを示す証左といえよう。

なお、文化六年十月五日に彼ら三十四人が書付を提出したのは、『北海異談』の一件に関する判決が下されたことと無関係ではないと考えられる。文化六年九月二十二日、『北海異談』に関わった者たちに重い刑罰が下された<sup>〔注22〕</sup>。具体的には、『北海異談』の作者南豊が獄門に処されたほか、情報を提供した講釈師秀弘が遠島、同書を取り扱った貸本屋四名が大坂三郷弘となった<sup>〔注23〕</sup>。貸本屋が処罰されたことを受けて、先の三十四人は自主的に取締りを強化する目的で書付を提出したのだと考えられる。



#### 四、小組と大坂貸本屋組合

第三節で引用した文化七年正月五日の条には、口上書を提出した三十四人の代表として、朝田屋清兵衛・井筒屋伝兵衛・本屋徳兵衛・丸屋喜兵衛・豊後屋伊兵衛の五名が会所を訪れたとある。『出勤帳』の記述には解釈し難い部分があるものの、(1)口上書提出後、仲間加入者は増えたが、未だに仲間外の者が放任されていること、(2)仲間外の者へも「新板物」が渡っていること、(3)「旧年申出し置候義」に関して音沙汰がないこと、(4)八十六匁という加入料で仲間へ加入できるのはいつまでか<sup>注2</sup>、以上の四点を問うために彼らは会所を訪れたのであった。これらについて、行司は会所の普請や「加入取調仲間取締」による対応の遅れを認めつつ、後日追って知らせる旨を述べている。

朝田屋清兵衛らが行司に問うた事柄のうち、(1)(2)(4)はいずれも仲間の取締りに関するものである。残りの(3)は正月五日の条だけでは「旧年申出し置候義」が何を指しているのかわからず解釈し難いが、これこそが文化六年十月十八日に「出された」仲間一統之口上書<sup>注3</sup>だったのである。

文化七年正月五日以降、三十四人の一件に関して二十五日に相談がなされ、二十七日には寄合が開かれる。その後、翌二月五日に行司は朝田屋清兵衛を呼び寄せる。体調不良の朝田屋に代わって訪れた丸屋喜兵衛・阿波屋清次・播磨屋徳三郎に対

し、行司は先だってから出されていた願いの詳細について問い合わせせている。三十四人からの返答を受け、二月十一日および十三日に再び寄合が開かれる。この寄合では、三十四人が望んだ次の二点について話し合われている。一つは正月五日の(4)に関連する内容で、新たに加入した者たちの人数と彼らが収めた加入料の総額についてである。彼らは世利本屋の取締りに伴う人と金の動きについて説明を求めたのである。いま一つは「小組」の発足についてであった。

十一日の寄合では、まず行司がおこなう諸事を周知させるため、小組に当番を設け、これを本屋仲間年行司の加役とすることが定められる。十三日の寄合では、「旧冬願出候願書舎置候趣意」のとおり、先の三十四人の中から二人の小組行司を立てることとなった。これが前述の当番にあたる。「旧冬願出候願書」それ自体が文化六年十月十八日の「仲間一統之口上書」であったかはわからない。しかし、「貸本や衆中」三十四人が、かねてより小組の発足と自分たちの中から小組行司を立てることを望んでいたのは確かである。したがって「仲間一統之口上書」は、少なくとも小組の発足に関する内容と解釈して、まず問題なからう。

文化七年三月七日に開かれた寄合で、十一日および十三日の決定事項を朝田屋清兵衛・丸屋喜兵衛・播磨屋十郎兵衛・山口屋新兵衛・播磨屋徳三郎・加賀屋専蔵らは承諾し、小組の発足について惣触が出される。また同日、大坂本屋仲間を構成する

博組・番組・篤組・明組の代表たち十二人は「小組定メ之事」を話し合い、小組は東・西・南・北・中の五組に定め、それぞれに二人の当番を正月・五月・九月の交代制で置くことが決定する。かくして、「貸本や衆中」三十四人の望みどおり、彼らを中心とする小組は発足した。なお、東組をはじめとする五組は、文化七年三月二十日の条では「方角組分」とも称されている。また、後に中組が中北組と中南組に分かれ「六組」となる<sup>(注25)</sup>。

文化七年六月二十九日には、「甲州板早引小本」が重版により売止となるが、この時仲間のほかにも六組へも売止に関する書付が認められている。また、七月八日に京都の文昌堂なる者によって同書が大坂にもたらされた際、売止とすべく仲間一統へ惣触が出されたが、ここでもまた六組へも触書が認められている。こうした売止に関する通達が、本屋仲間とは別に小組(六組)へもなされている点は興味深い。少なくとも本屋仲間にとつて小組は、貸本屋を含む世利本屋を監視・統制する組織、といった位置づけだったのであろう。それは世利本屋の取締り強化、ひいては小組の発足のきっかけとなった文化六年十月五日の書付が、彼らによる自主的な取締りを目的として提出されたこと、また文化七年十二月五日以降、再び世利本屋が取り締まられ始めた際、関連する寄合や相談に小組と思しい「組合」が加わっていることなどからも、そうした本屋仲間の認識を窺い知れる。

その後、文化九年(一八二二)二月二十七日、これまで「兎角不動」である上、さして仲間の取締りのためにもならなかったとして、小組行司の廃止が決定される。本屋仲間は小組の発足により、世利本屋の取締りが進むことを期待していたようだが、さしたる成果はもたらされなかったようである。文政六年(一八二三)九月十一日、かつて小組行司を務めていた河内屋得兵衛が、本屋仲間の中に「小組」という組織を新たに作るうとしていたことから、小組行司のみならず、小組そのものも文化九年二月二十七日に一度廃止された可能性がある。いずれにせよ、文政六年九月十一日の記録以後、小組の名は『出勤帳』にみられなくなる。

前述のとおり、本屋仲間は貸本屋を含む世利本屋を監視・統制する組織として、小組を位置づけていたと考えられるが、小組はそうした期待を裏切ったのであった。しかしながら、朝田屋清兵衛をはじめとする三十四人たちは、本屋仲間が期待したような機能を持つ組織として、小組を発足させたのであろうか。

小組が発足した文化八年三月以降、九月には道具屋でありながら貸本営業と書籍の取引をおこなった天満伊勢町の阿波屋辰蔵が、また同年十月には仲間外でありながら、同じく貸本営業と書籍の取引をおこなった堂嶋新船町の池田屋善太郎がそれぞれ取り沙汰されている<sup>(注26)</sup>。従来問題にはならなかった仲間外の者による貸本営業が、小組の発足後に問題とされている点は

注目に値する。朝田屋清兵衛らが小組を発足した理由の一つは、仲間や小組に属さない者たちによる貸本営業を取り締まるためだったのではなからうか。「貸本や衆中」三十四人による小組の発足が、『北海異談』の一件のような事態を未然に防ぐべく、貸本屋を含む世利本屋の取締りを強化するためだったことは前述した。しかしながら、世利本屋の取締りにおいて小組が「兎角不動」である上、さしたる成果をもたらさなかった事実を踏まえるならば、そうした目的はあくまで小組の発足を本屋仲間に認めてもらうための表向きの理由だったと考えることが許されよう。実際は仲間や小組に属する貸本屋の利権を守ることが、彼ら三十四人が小組を発足した、本当の目的だったであろう。そうだとすれば、世利本屋の取締りにおいて、小組が本屋仲間の期待を裏切ることとなったのも納得できる。

すでに述べたように、「貸本や衆中」三十四人の発案により、文化七年三月に発足された小組は、文化九年二月二十七日以降、記録上は姿を消してしまう。しかし、仲間や小組に属する貸本屋の利権の保護を目的としていたと考えられる以上、その後の貸本屋組合の前身、あるいは母体となる存在であった蓋然性は高いといえよう。図1の摺物をみる限り、大坂貸本屋組合は本屋仲間とは別の組織でありながらも、仲間内包されているかのような印象を受ける。想像の域を出ないものの、小組は本屋仲間の内部組織のような形で残り続け、やがて大坂貸本屋組合へと発展したのだと考えられる。

#### おわりに

以上、江戸・大坂において貸本屋組合が成立した経緯とその背景をみてきた。江戸貸本屋組合は、貸本屋と上方の本屋との直接取引により、取引が禁止されている書籍、とりわけ文化露寇に関する書籍が流入・流布する事態を未然に防ぐため、貸本屋を監視・統制すべく成立し、一方で大坂貸本屋組合は、「貸本や衆中」三十四人を中心に発足した小組から発展して成立したものと考えられる。

江戸貸本屋組合の世話役には、読本をはじめとする書籍の出版へと本格的に乗り出した者がいる。中でも本町組の世話役であった丁子屋平兵衛は、自身の組に属する貸本屋、そして江戸貸本屋組合に属する貸本屋への販路を武器として、貸本向け書籍の出版・流通に特化し、やがては貸本問屋へとなっていく<sup>注2</sup>。丁子屋や後の大島屋伝右衛門に代表される貸本問屋という業態は、貸本屋組合の中で生まれ、育まれたといっても過言ではない。

少なくとも江戸貸本屋組合の成立は、文化露寇関連の書籍の流入・流布に起因する問題の防止、また江戸・上方間における書籍の取引の正常化に繋がっただけでなく、貸本問屋という業態の誕生にも、大きな影響を及ぼしていくこととなるのであった。

注1 慶應義塾大学国文学研究会編『西鶴 研究と資料』(至文堂、

一九五八年)所収の松本隆信氏による翻刻を参照。以下同様。

2 天保七年十月二十六日殿村篠齋宛書簡(柴田光彦、神田正行編『馬琴書翰集成』第四卷、八木書店、二〇〇三年所収、二二四頁)。

3 村田幸吉「会員談叢(四)」(『集古会誌』壬子卷三、集古会、一九一三年九月所収)。

4 今田洋三「江戸の出版資本」(『江戸町人の研究』第三卷、吉川弘文館、一九七四年所収、一六〇頁)および、同著『江戸の本屋さん』(日本放送出版協会、一九七七年、一六〇頁)。

5 弥吉光長著『未刊史料による日本出版文化第四卷 江戸出版史—文芸社会学的結論』(ゆまに書房、一九八九年、三七八頁)。

6 長友千代治著『近世貸本屋の研究』(東京堂出版、一九八二年、四三頁)。

7 『裁配帳』二番(『大坂本屋仲間記録』第九卷、清文堂出版、一九八二年、二二九〜二三〇頁)。

8 世利本屋については蒔田稲城著『京阪書籍商史』(高尾彦四郎書店、一九六八年)、および橋口侯之介著『江戸の古本屋近世書肆のしごと』(平凡社、二〇一八年)に詳しい。

9 引用は金子宏二「翻刻『三組書物問屋諸規定』」(『早稲田大学図書館紀要』第十八卷、早稲田大学図書館、一九七七年三月)による。

10 『京都書林行事上組済帳標目』(享和四年子正月の文化元年

子五月迄標目)(宗政五十緒・朝倉治彦編『京都書林仲間記録』第五卷、ゆまに書房、一九七七年、三八六頁)に「江戸表方彼地仲間外之衆中江商致申問敷旨参候一件」、また「出勤帳」

二十番(『大坂本屋仲間記録』第二卷、清文堂書店、一九七六年、二五八頁)、文化元年(一八〇四)五月十八日の記事に「江戸の仲間外商内之儀ニ付行事中書状到来、評議之上返書出ス、尤仲間内方下向之衆、彼地外本や江直売不被致候様仲間へ及通達候、触書相認候こと」とある。

11 藤田寛「近世後期の情報と政治—文化年間日露紛争を素材として—」(『近世後期政治史と対外関係』東京大学出版会、二〇〇五年所収。初出は二〇〇〇年)。

12 佐藤悟「名主改の創始—ロシア船侵攻の文学に与えた影響について—」(『読本研究新集』第三集、読本研究の会、二〇〇一年十月)。

13 「一札之事」については高木元「江戸読本の板元—貸本屋の出版をめぐる—」(『江戸読本の研究—十九世紀小説様式致—』ぺりかん社、一九九五年所収。初出は一九八八年)に

詳しい。

14 『京都書林行事上組済帳標目』(文化四年卯九月の同五年辰正月迄)(宗政五十緒・朝倉治彦編『京都書林仲間記録』第五卷、ゆまに書房、一九七七年、四〇二頁)に「江戸仲間外江直

売致問敷旨一統相触候一件」とある。

- 15 「幕府時代届申渡抄録」(中根淑校『百万塔』第九卷、金港堂、一九九二年、三五頁)。
- 16 宮武外骨著『筆禍史』(朝香屋書店、一九二六年改訂増補第四版)。
- 17 『吾妻みやげ』および播磨屋については、松永瑠成「貸本屋の諸相」(博士論文「貸本問屋の研究」、中央大学、二〇二二年三月所収)で詳述した。
- 18 「大坂本屋仲間記録」第二卷(清文堂出版、一九七六年)所収。
- 19 口上書の内容は『差定帳』三番(大坂本屋仲間記録)第八卷、清文堂出版、一九八一年、二〇一頁)に記載。
- 20 口上書の内容は『差定帳』三番(大坂本屋仲間記録)第八卷、清文堂出版、一九八一年、二〇二頁)に記載。
- 21 山口佳代子「近世大坂における出版業界の展開―大坂本屋仲間の視点から―」(『歴史評論』第五四七号、校倉書房、一九九五年十一月)。
- 22 「差定帳」三番(大坂本屋仲間記録)第八卷、清文堂出版、一九八一年、二〇三頁)。
- 23 松本英治「北方問題の緊迫と貸本『北海異談』の筆禍―文化期における幕府の情報統制―」(『洋学史研究』第十五号、洋学史研究会、一九九八年四月)を参照。
- 24 注21前掲論文において、山口佳代子氏は「出勤帳」九番、寛政二年(一七九〇)正月二十日の条から「従来の加入料は、たとえば寛政年間では金二〇〇疋に銀五枚と定められ」てい

たとし、朝田屋ら三十四人が自分たちよりも低額の加入料しか納めていない新規加入者に対して、「切も無之」「迷惑」と捉える向きがあったことを指摘している。

25 「方角組分」および中組の分裂については、安永美恵「七組行司のことなど」(『筑紫国文』第二十三号、筑紫学園短期大学国文科、二〇〇〇年六月)でも言及されている。

26 「差定帳」四番(大坂本屋仲間記録)第八卷、清文堂書店、一九八一年、二一五―二一六頁)。

27 松永瑠成「丁子屋平兵衛の躍進―貸本屋世話役から貸本問屋へ―」(博士論文「貸本問屋の研究」、中央大学、二〇二二年三月所収)による。

(まっなが りゅうせい)／

人間文化研究機構人間文化研究創発センター・国文学研究資料館)



図1 架蔵『吾妻みやげ』に貼付された摺物